

「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」メンバー募集要領

平成30年11月16日
一部改正 令和3年4月1日

1 募集対象

漁業、水産業に関連した職業に従事し、自らの職業と漁村を中心とする地域との関わり方などに志をもつ女性、又は様々な活動を通じて漁村地域の食・ひと・文化などの魅力を情報発信している女性で、かつ、海の宝！水産女子の元気プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の趣旨に賛同する方。

2 参加期間

海の宝！水産女子の元気プロジェクト規約（以下「規約」という。）第4条に定める事業期（毎年11月1日から翌年10月31日まで）の1年間とします。

事業期の途中から参加する場合は、水産庁増殖推進部研究指導課（以下「事務局」という。）が『「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」への参加登録完了について』を発行した日から当該事業期末までとします。

事業期末までに本プロジェクトメンバー（以下「水産女子メンバー」という。）から退会の申し出がない場合は、自動的に1年間延長しますが、必要に応じて、事務局から継続参加の意思を確認することがあります。

3 水産女子メンバーに行っていただくこと

【アイデア・意見の提出】

本プロジェクトの進め方や、水産女子メンバーが日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵に関するテーマで、随時事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール等によりアイデア・意見の提出をお願いします。

提出いただいたアイデア・意見は、規約第7条に定める個別プロジェクト等、企画の検討や広報活動に活用させていただきます。

【個別プロジェクトへの参加】

企業・団体等とのプロジェクト毎に、希望する水産女子メンバーの中から個別プロジェクトへの参加メンバーを決めます。

個別プロジェクトのメンバーには、企画会議への出席、企業・団体等からのヒアリング、モニターを通じて、新たな商品やサービス、情報の創出に積極的に関わっていただきます。

また、個別プロジェクトに関するテーマで、事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール等によりアイデア・意見の提出をお願いします。

その際、ご自身が入っているネットワーク（地域や生産物等）の方々にも意見を聞いていただき、併せて届けてください。

【推進会議への出席】

今後の進め方や個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換などを行うため、推進会議を開催します。水産女子メンバーにも出席していただきます。

【水産女子プロジェクト活動に関する情報発信】

本プロジェクトを通じた活動等に関し、ホームページやFacebook等を活用し、積極的かつ効果的な情報発信をお願いします。

4 参加の要件

参加の要件は、以下のすべての項目を満たす女性とさせていただきます。

- ・「海の宝！水産女子の元気プロジェクト規約」に同意いただける方
- ・漁業、水産業に関連した職業に従事し、自らの職業と漁村を中心とする地域との関わり方などに志をもつ女性、又は様々な活動を通じて漁村地域の食・ひと・文化などの魅力を情報発信している女性
- ・3の内容に取り組んでいただける方
- ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方

（「海の宝！水産女子の元気プロジェクト規約」を必ずお読みください。）

5 参加の手続き

① 事務局からご案内する申込みフォームによりお申し込みください。

② 申込みフォームへの必要事項の入力及び同意

本プロジェクトへの申込みに必要な、名前、住所、連絡先等の情報を「申込みフォーム」に入力します。

※ ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、水産女子メンバーに登録の際、申込みフォームで「公開」がついている箇所については、海の宝！水産女子の元気プロジェクトWebサイト等で公開することに同意していただく必要があります。

- ③ 参加申込みを受け付けると、申込みフォームに記入していただいたアドレスあてに事務局から受付確認メールを送信しますので、ドメイン「@maff.go.jp」からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします。（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください。）
- ④ 参加申込みから概ね2週間以内に、事務局から参加申込みフォームの記載内容について確認の連絡をさせていただきます。
- ⑤ ④のご連絡後、登録となった場合、事務局は『「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」への参加登録完了について』の連絡をメール送信します。

6 注意事項

次に該当する行為を行った場合には、水産女子メンバーから除外させていただきますので、予めご了承ください。

- (1) 「海の宝！水産女子の元気プロジェクト規約」に反する行為
- (2) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- (3) 本プロジェクトの他の参加者、水産庁又は第三者に損害又は不利益を与える行為
- (4) 本プロジェクトの他の参加者、水産庁又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為

- (5) 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似する行為
- (6) 本プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為

附 則

本規約の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。